

○厚生労働省令第百二十一号

重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（平成十五年政令第三百五号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定に基づき、重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の施行に伴う検疫法施行規則の準用に関する省令を次のとおり定める。

平成十五年七月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の施行に伴う検疫法施行規則の準用に関する

省令

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）については、検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）第一条から第五条の二まで、第六条（同条第二項第二号及び第三号を除く）、第七条、第七条の二各号列記以外の部分、第七条の三から第八条まで及び第十条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第二項第一号中「当該感染症について法第十六条第二項に定める時間」とあるのは、「二百四十時間」と、第七条の二各号列記以外の部分中「次に掲げる地域」とあるのは、「複数の重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）の患者が同時期に発生した地域」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の施行の日から施行する。
(この省令の失効)
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。